

社会福祉法人 柏仁会
指定認知症対応型共同生活介護事業所
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
「グループホームありす刈和野」

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人柏仁会が設置するグループホームありす刈和野（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）は、認知症により自立した生活が困難になった要支援2あるいは要介護状態の利用者（以下「要介護者等」とする）に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 本事業所が実施する事業は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切におこなうものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、指定認知症対応型共同生活介護計画及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」）に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 事業の実施にあたっては、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームありす刈和野
- (2) 所在地 秋田県大仙市刈和野字愛宕下 85 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (計画作成担当者と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 計画作成担当者 2名 (内1名管理者と兼務、内1名介護職員と兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう利用者個々の介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

- (3) 介護従業者 12名以上

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び、支援を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、1ユニット9名、2ユニット18名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事、入浴、排せつ、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話、及び機能訓練
- (3) 介護計画の作成
- (4) 相談・援助

(利用料及びその他の費用の額等)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割とする。

2 前項のほか、次に掲げる項目の費用として事業所が定める額の支払いを受けるものとする。

- (1) 食費
- (2) 家賃
- (3) 水道光熱費
- (4) 理美容代
- (5) おむつ代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、利用者が負担することが適当と認められる費用

(衛生管理等)

第8条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

第9条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

2 非常災害に備えるため、年2回以上定期的に避難、防災訓練を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(秘密保持)

第10条 職員は、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければな

らない。

(苦情への対応)

第 11 条 提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講ずる。

(個人情報保護)

第 12 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(損害賠償)

第 14 条 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(身体拘束)

第 15 条 事業所は、認知症等により利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行うことがある。

- 2 身体的拘束又は利用者の行動を制限するその他の行為を行う場合は、身元引受人の同意を得た上、緊急やむを得ない理由を記録し、説明するものとする。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(地域との連携など)

第 16 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センター等の職員、認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な

研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員等の資質向上を図るための機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 2 事業所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録を整備する。
- 3 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護、並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。
- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人柏仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規則は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

